

八 支拂並査過 記

(1) 本月十九日白根万蔵、職工代表ハ昼食、休憩時間ニ利用シ工場事務室ニ於テ事業主ニ会見シ  
須銀池下ニ反対ノ要請書ヲ提出シ、職工側ノ計リタル七事業主  
全當、吉良シ承明シ、池下、岸ノ兼認ビテしタレト(2)  
谷レタルニ職工代表ハ、一派全職工ニ説ケタル上答  
申スル旨ヲ述ベ辞去作業ニ從事セリ

(2) 本月廿五日午前十時、休憩時間ヲ利用シ白根万蔵  
外六名、職工代表ハ工場事務室ニ於テ事業主ニ会  
見シ、十九日、会見後一般職工ニ説ケタルニ何レ又  
池下ニ反対ノ要請書持サセ、職工側ノ計リタル上答  
申スル旨ヲ述ベ辞去作業ニ從事セリ

ヨリ是非地下ノ取扱ヲサレタレト要求シタルが事  
業主ハ依然同様、承明リナレ之ヲ相應セリ

職工韓雄当二十六年ハ昨年九月一日以来雇傭  
トモナルガ益々麻アリテ從來屢々事業主ノ材料  
等漏出シタル事例マクテ本月二十四日モ亦事業主  
ノ木板ヲ切断シテ自己ノ私物箱ヲ造ラントセリ  
工場主ハ發見セラレ同日解雇セリ

六 捜索、手想

事業主ハ此ノ際断然須銀、植下ヲナスニ非サレバ工  
場、全當全ノ困難ナリトシ職工側ハ於テ食料要求  
貰微ヲ計ラレトスルノ如ク、約十名、職工ニ解雇  
ベシト、意図シ固持シ居テ一方職工側ハ何等事業主